

## 春日井市胃がんリスク検診実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する胃がんリスク検診（以下「検診」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 検診の対象者は、市内に住所を有する者で、検査を受けようとする日の属する年度において40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳又は75歳となるもの（以下「対象者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 過去に本要綱に基づく胃がんリスク検診を受けたことがある者
- (2) ヘリコバクター・ピロリ菌の除菌をしたことがある者
- (3) 食道、胃又は十二指腸疾患により定期的に内視鏡検査を受けている者
- (4) 胃酸分泌抑制剤（プロトンポンプ阻害剤）、ステロイド剤又は免疫抑制剤を内服中又は2週間以内に服用していた者
- (5) 胃切除後の者
- (6) 腎透析を受けている者又はクレアチニン値が3.0mg/dl以上である者

### (受診方法)

第3条 市長は、前条の対象者に対し、市長が定める月に、検診受診券を交付するものとする。

- 2 検診を受けようとする者は、受診する医療機関（市長が実施場所として指定する医療機関に限る。）に検診受診券を提出するものとする。

### (検診料)

第4条 検診を受けようとする者は、検診に係る実費の一部を負担し、受診した医療機関に支払うものとする。

- 2 前項の検診に係る実費の一部の額は、1,400円とする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。